

## 保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案 趣旨説明

立憲民主党・無所属 岡本あき子

立憲民主党の岡本あき子です。

ただいま議題となりました「保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案」、いわゆる「保育士・幼稚園教諭等処遇改善法案」につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

子どもたちが健やかに成長できる社会を実現するためには、未就学期の子どもに携わる、保育・幼児教育等の従業者が特に重要な役割を担っております。しかし保育士の賃金は全産業平均と比べて月額約8万円も低く、この処遇の低さが保育士不足に拍車をかけています。私たちは、以前から、保育等従業者の賃金を引き上げるための法案を提出し、その成立を求めてきました。

私たちの再三にわたる提案を背景に、岸田政権は、保育士・幼稚園教諭などを対象に常勤換算で月額9,000円引き上げる措置を本年2月から行うこととしました。これは、処遇改善に向け一歩前進であり、その点は評価しますが、支給金額や支給対象など、不十分な点があると言わざるを得ません。

特に保育士の家賃補助事業打ち切りの検討や減額する自治体もあり、これでは9,000円上がったも手取りが減少する保育士が増えてしまいます。

また、長引くコロナ禍において、感染対策をとることが難しい環境の中で、様々に工夫をしながら子どもたちに向き合い、保育等の継続に尽力されている、現場の方々の負担は非常に大きいものとなっています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、政府の措置に加えて、さらなる処遇改善を緊急に行う必要があると考え、本法律案を提出しました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第一に、保育等従業者の賃金を改善するための措置を講ずる保育事業者等に対し、その要する費用に充てるための助成金支給等を行うこととしております。

これらの措置による賃金・給与改善の対象者は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等の従業者とし、いずれも常勤換算で月額1万円の上昇を想定しております。

第二に、国等は、保育・幼児教育等従業者の就業の継続、潜在保育士の再就職促進、業務に係る負担の軽減など、処遇の改善等に関し必要な施策を講ずることとしております。

第三に、国は、児童養護施設等の従業者、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に従事する者、その他の社会的養護を含めた子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の処遇改善のために必要な措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要です。

この処遇改善により優れた人材を確保することは、閣法の児童福祉法等改正案が目的としている、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を実現するために必要不可欠なものと考えます。

何とぞ御賛同いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。